

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業
成果報告書（Ⅱ）

A 生徒は、学習障害（読み書きの困難さ）と ADHD の診断を受けている、通常の学級に在籍している中学 3 年の生徒である。

A 生徒は、様々な活動に興味・関心を示し、学習意欲も高いが、板書の書き取りに時間が掛かるため、本人及び保護者からのタブレット型端末の使用についての申し出があった。校内支援委員会で検討し、タブレット型端末の使用を認め、板書を写真に撮り、自宅でノートを作成することができるように配慮した。また、文章の読み飛ばしや読み間違いもあることから、テストや配布物を拡大して文字を見やすくしたり、教師による読み上げや録音した音声聞けるように対応した。また、教師による読み上げでは、聞き返したい箇所を何度も読んでもらうことに対する抵抗感があったため、自分で調整できるようにパソコンの読み上げ専用ソフトを使用して定期試験を受けるようにする等、合理的配慮の内容について、継続して検討し、改善を重ねた。

また、高等学校の入学選抜においては、中学校での配慮の実績を基に、受験先の高等学校と相談を進め、合理的配慮を申請した。

ファイル名：H30 0026JC3-LDAD

1. 取組のキーワードについて

- (1) 対象児童生徒等の障害種（下のいずれかに●を付すこと。重複障害の場合は、併せ有する障害に全てに●を付すこと。）
視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、
自閉症、情緒障害、●学習障害、●注意欠陥多動性障害
- (2) 対象児童生徒等の障害の程度（学校教育法施行令第 22 条の 3 への該当の有無）（下のいずれかに●を付け、該当・非該当の障害名を（ ）に記入すること。）
該当（ ）、非該当（ ）
- (3) 対象児童生徒等の在籍状況等（下のいずれかに●を付すこと。）
幼稚園、小学校（通常の学級）、小学校（通常の学級・通級による指導）、
小学校（特別支援学級）、●中学校（通常の学級）、中学校（通常の学級・通級による指導）、
中学校（特別支援学級）、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校（幼稚部）、特別支援学校（小学部）、特別支援学校（中学部）、
特別支援学校（高等部）
- (4) 対象児童生徒等の学年（下のいずれかに●を付すこと。）
年少、年中、年長、1 年生、2 年生、●3 年生、4 年生、5 年生、6 年生
- (5) キーワード（10 個以内）
学習障害、ADHD、ICT、読み上げ、試験時間延長、高校入試

2. 対象児童生徒等について

(1) 対象児童生徒等の実態

A生徒は、学習障害（読み書きの困難さ）とADHDの診断を受けている、通常の学級に在籍している中学3年生である。A生徒は、様々な活動に興味関心を示し、学習意欲も高く、与えられた課題をやり遂げたいという思いも強い。その一方で、物事に慎重に取り組み、作業に時間が掛かることから、自信を無くし落ち込む姿が見られる。

(2) 対象児童生徒等の学習状況

A生徒は、読み書き場面での困難さが見られ、記憶することが苦手なことから、板書をノートに写すことに大きな困難さが見られる。

読み書きに困難さがある一方で、絵を描くことが得意であり、絵画教室にも通う等意欲的に取り組み、美術に力を入れている高等学校の入学を希望している。

(3) 対象児童生徒等についての合意形成に至るまでの経緯

B中学校入学後に保護者から、これまで家庭学習で取り組んでいたタブレット型端末やパソコンを使った学習等を取り入れることができないかという要望が出された。

そこで、市教育委員会の指導主事による研修会等で、「障害者差別解消法」の内容及び合理的配慮の提供に向けた手続き等についての理解を深めた上で、A生徒が関わっている関係機関等にも相談しながら、校内支援委員会で本人の実態や配慮内容を検討し、読み飛ばしや読み違いへの対応として、問題文の読み上げや録音した音声の活用、専用ソフトによるパソコンでの読み上げ等について対応することとし、本人、保護者と合意に至った。

3. 対象児童生徒等の学校における基礎的環境整備の状況

(1) 【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

B中学校は、小・中併設校であり、小学校から中学校まで、一貫した指導・支援の充実が図られやすい環境である。校内には、特別支援学級（知的障害）も設置されていることから、特別な支援を必要とする生徒への職員の理解もある。

(2) 【基礎2】専門性のある指導体制の確保

B中学校では、特別支援教育に関する校内研修を計画的に実施している。特別支援教育に対する教職員の理解も進んでおり、学校長を中心とした校内支援体制が整えられている。また、校内支援委員会も設置されていて、特別支援教育コーディネーターを中心として、支援や指導の方針の共有化が図られている。

(3) 【基礎3】個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

B中学校では、支援を必要とする生徒に対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成するようにしている。A生徒への合理的配慮の提供については、個別の教育支援計画に記録している。

(4)【基礎4】教材の確保

B中学校には、タブレット型端末が配備されており、デジタル教科書等の利用ができる環境にある。

(5)【基礎5】施設・設備の整備

A生徒に関するものはない。

(6)【基礎6】専門性のある教員、支援員等の人的配置

B中学校には、特別支援教育支援員が1名配置されている。校内で支援を必要とする生徒の状況に応じて支援に当たっている。

(7)【基礎7】個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

A生徒に関するものはない。

(8)【基礎8】交流及び共同学習の推進

A生徒に関するものはない。

4. 対象児童生徒等への合理的配慮の実践

(1)【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A生徒は、問題文の読み飛ばしがあるため、定期試験の問題用紙や解答用紙、配布物の文字を拡大している。また、国語や英語の定期試験の時は、初見の問題文は教師による録音もしくは読み上げで対応している。読み上げには時間を要するため、中学校2年生の2学期から、国語と英語のテストについては、1.3倍(65分)の時間延長を行っている。

教師による読み上げは、A生徒が問題文を再度確認したいとき等に、繰り返し読み上げてもらうことに心理的な負担があることから、年度の途中からパソコンの読み上げ専用ソフトによる読み上げに変更している。また、定期試験の時間延長やパソコンの使用に伴い、A生徒は、別室で、試験を受けている。

(2)【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

A生徒に関するものはない。

(3)【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

A生徒は、文字の読み飛ばしや、読み間違いがあるため、問題文の読み上げのためのパソコンの持ち込みを許可している。また、録音した音声による聞き取り、パソコンの読み上げソフトを活用した聞き取り等の配慮をしている。

さらに、A生徒は記憶することが苦手で、板書の文字を書き写すことも困難なため、タブレット型端末で板書を撮影することを許可し、自宅でノートを作成するようにしている。

(4)【合理①-2-2】学習機会や体験の確保

A生徒に特化したものはない。

(5) 【合理①－２－３】心理面・健康面の配慮

教師による問題文の読み上げは、Ａ生徒が問題文を再度確認したいとき等に、繰り返し読み上げてもらうことに心理的な負担があることから、現在は、パソコンの読み上げ専用ソフトによる取組に変更している。

(6) 【合理②－１】専門性のある指導体制の整備

Ａ生徒に特化したものはない。

(7) 【合理②－２】幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

Ａ生徒に特化したものはない。

(8) 【合理②－３】災害時等の支援体制の整備

Ａ生徒に特化したものはない。

(9) 【合理③－１】校内環境のバリアフリー化

Ａ生徒に特化したものはない。

(10) 【合理③－２】発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

Ａ生徒が定期試験等で、パソコンによる問題文の読み上げや時間延長を行うことに伴い、別室を設けている。

(11) 【合理③－３】災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

Ａ生徒に特化したものはない。

5. 取組の成果と課題

(1) 取組の成果

Ａ生徒にとって苦手な部分や心理的にストレスを感じている場面について、タブレット型端末の活用、読み上げソフトの利用等を行うことで、Ａ生徒が定期試験等で自らもてる力を発揮することができるようになった。

Ａ生徒への合理的配慮の提供を考えるというきっかけから、Ｂ中学校では校内研修等で特別支援教育に関する研修を組んだり、校内支援委員会での検討を行った内容について共通理解及び実践をすることができるようになった。その結果、教職員の特別支援教育や発達障害に関する理解が進んだと考える。

合理的配慮の内容については、本人の実態や要望に応じ、合意形成を図りながら進めるようにした。

さらに、Ｂ中学校でのＡ生徒への合理的配慮の提供をもとに、高等学校の入学選抜の際も、高等学校と受験に関する相談を進め、合理的配慮を申請した。

(2) 課題

パソコンでの読み上げが非常に有効な支援方法であったが、読み上げ可能なデータが限られて

いるため、活用できる内容に限りがあった。様々な代替手段を考えておき、必要な支援を提供したり、必要な方法を本人が選べる環境を継続的に整えておくことが必要である。

また、問題文の読み上げや、試験時間の延長の妥当性について、教職員だけでの判断が難しく、専門機関との連携や教職員の専門性の向上が必要である。

その他にも、生徒の発達段階から、他者意識や自己肯定感との関係で、必要な合理的配慮の提供方法が変更する可能性が十分あることが推測される。的確な実態把握に基づく個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成及び実践を通じた評価等のPDCAサイクルを充実させ、今後の高等学校への引継ぎ内容に反映させておく必要がある。